

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

2 アスベスト含有調査等に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。また、耐震診断を一体的に実施する場合にあっては、耐震診断と共通して必要となる費用を含む。以下同じ。）又は国土交通大臣が認める額のいずれか低い額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用、国土交通大臣が認める額又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額とする。

3 アスベスト除去等に関する事業

- 一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用（調査設計計画費を含み、特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものにあっては、補償費を含む。また、耐震改修等を一体的に実施する場合にあっては、耐震改修等と共通して必要となる費用を含む。住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除去等に要する費用相当分とする。以下イー16-(12)関係部分において同じ。）の3分の1、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。
- 二 調査設計計画費には、アスベスト除去等のための複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。

イー16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等

- 1 本事業の基礎額等は、表イー16-(12)-1に掲げるとおりとする。ただし、この要綱の施行（令和7年4月1日）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

表イー16-(12)-1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等

経費	施行者	交付対象事業の内容	限度額	交付率
危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり「令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号、国住市第101号国土交通事務次官通知)第9により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用(動産移転費等)	2分の1

			については1戸当たり 975 千円を限度とする。	
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費（建物助成費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり 4,210 千円（建物 3,250 千円、土地 960 千円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり 7,318 千円（建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円）を限度とする。	2分の1
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等	—	2分の1

イー 16 - (12) - ④災害危険区域等建築物防災改修等事業に係る基礎額

- 1 災害危険区域等の指定等に関する計画策定に関する事業
本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅については計画策定に要する費用の 2 分の 1、建築物については計画策定に要する費用の 3 分の 1 とする。
- 2 災害危険区域等内の住宅及び建築物の基準適合調査に関する事業
 - 一 住宅に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 2 分の 1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。
 - 二 建築物に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 3 分の 1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。
 - 三 基礎額は 45,000 円／棟を限度とする。
- 3 特定既存不適格建築物の防災改修等に関する事業（住宅の重点支援）
 - 一 イ又はロのいずれかの区域に存する住宅に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用（居室の持上げ、ピロティ化その他の改修等により居室の床面の持上げにかかる工事等に要する費用とし、建替えを行う場合にあっては防災改修等に要する費用相当分とする。以下、次